

藤沢市国民健康保険条例の一部改正について  
藤沢市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条中「420,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市国民健康保険条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、出産育児一時金の支給金額が引き上げられることに伴い、所要の改正をする必要による。